

京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業 F A Q

1 応募資格関連

	質 問	回 答
1	企業組合の構成事業所ですが、応募できますか。	企業組合の構成事業所は、一事業者として認めています。決算書は企業組合から構成事業所の内訳をもらってください。
2	府内に複数の支社がありますが、支社ごとに応募できますか。	応募は、事業者（企業）単位になります。 府内に複数の支社を有する場合は、事業者（企業）全体で1応募としてください。
3	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、応募できますか。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば応募可能です。ただし、京都府内に事業活動を遂行する拠点の所在が確認できることが要件です。（法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、個人の場合は確定申告書の控又は開業届の控（決算期を一期も迎えていない開業した方））
4	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも応募できますか。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、応募できません。なお、府内と府外の両方に本事業を実施する拠点がある場合は応募できますが、府外の拠点で実施される分についての経費は補助対象経費に含めることができませんので、ご注意ください。
5	これから起業する個人は応募可能ですか。	応募可能です。なお、交付申請時に住民票の写しを提出いただき、交付決定日までに、個人事業主の場合は開業届控の写しを、法人の場合は履歴事項全部証明書を提出してください。
6	合同会社は応募可能ですか。	応募可能です。申請書には代表社員の氏名をご記入ください。なお、代表社員が法人である場合は、職務執行者の氏名をご記入ください。
7	個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。	変更届（第3-2号様式）を提出することで、補助事業を継続することができます。
8	常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいですか。	申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください）。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。
9	スタートアップ企業とは、どんな企業ですか。	本事業において下記の要件をすべて満たす企業をいいます。 ・創業10年以内で、国内に本事業の事業活動を遂行する拠点を 持つ未上場の企業 ・バイオ、AI・IoT、DX、データサイエンス、ロボティクス、XR等の最先端技術又は大学等研究機関の研究シーズを活用した新たな製品・サービスの開発を目指す企業
10	京都府内に事業の拠点を置くA社が、本年度財団が募集する2つの補助金（京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業、産学公の森推進事業）についてそれぞれ異なるテーマで複数	本補助金への交付申請は、1事業者につき1件としますので、財団が令和8年度に実施する「産学公の森推進事業」とは併願申請できません。ご注意ください。（補助金の交付申請をしない構成企業として、グループに入ることは可能です。）

	交付申請することは可能ですか。	
11	京都府内に事業の拠点を置く A 社が、本年度財団が実施する京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業において、「中小企業単独」と「企業グループ」の代表企業として、それぞれ異なるテーマで交付申請することは可能ですか。	本補助金への交付申請は、1 事業者につき 1 件としますので、財団が実施する令和 7 年度補正予算京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業において、「中小企業単独」と「企業グループ」での併願申請はできません。ご注意ください。(補助金の交付申請をしない構成企業として、グループに入ることは可能です。)
12	京都府内に本事業の拠点を置く中小企業者 1 者と京都府内に拠点の無い中小企業者が企業グループとして応募することは可能ですか。	企業グループとしての構成要件を満たさないため、応募は不可です。ただし、構成企業が交付要領第 2 条 3 号で定義する「スタートアップ企業」である場合は、企業グループの構成要件を満たします。
13	グループ構成企業のうち、京都府内に拠点の無い中小企業者又は大企業は、補助金交付対象企業となりますか。	原則、補助金交付対象企業となりません。ただし、交付要領第 2 条 3 号で定義する「スタートアップ企業」については、京都府内に拠点が無い場合でも、補助金交付対象企業となります。
14	いずれも京都府内に本事業の拠点を置く中小企業で、「A 社」を代表企業とし、「B 社」と「B 社の子会社である C 社」で応募した場合、補助金交付対象の企業はどこになりますか。	補助金交付対象企業の資格を満たしている場合でも、グループを構成する企業が親会社・子会社の関係にある場合は、どちらか一方のみが補助金交付対象となります。すなわち、補助金交付対象は「A 社」と「B 社」又は「A 社」と「C 社」になります。
15	様式及び添付書類は、構成企業毎に提出することは可能ですか。	様式及び添付書類は、グループに参画する企業毎に提出していただいても構いません。ただし、1 社でも提出が遅れた場合は、受付期間内に提出がなかったものとして扱いますので、御注意願います。
16	成長分野とはどのようなものですか。	交付要領第 2 条第 7 号に定めるとおりです。
17	例えば、企業グループでウェアラブルデバイスを用いた健康データの収集技術を開発する場合には、成長分野の「先端医療」の取組にあたりますか。	企業グループの取組を申請する場合には、申請書において当該取組が成長分野とどのように関連しているか具体的かつ明確に説明いただくこととなります。(申請書第 1 号様式別紙 1-2 又は 1-3)
18	異業種連携で新たに成長分野の「半導体」に挑戦しようと思いますが、企業グループでの申請は可能ですか。	本補助金では異業種の企業同士が連携して、新たに成長分野へ参入することを歓迎しており、申請企業の業種を絞っているわけではありません。ただし、その場合には、業界での取組実績がないことから、取組の実現可能性に留意して申請書を作成してください。
19	令和 7 年度に I コースで採択を受けた企業が、令和 8 年度に同種のテーマで II コースにステップアップで申請することは可能ですか。	申請可能です。ただし、期間を重複しての事業実施は認められませんので、令和 8 年度の事業の交付決定前（事前着手の場合は着手日前）に令和 7 年度採択事業の実績報告書の提出が必要です。

2 対象経費関連

	質 問	回 答
1	外貨で支払った場合、証拠書類は何が必要か。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。
2	経費積算の際に、設備導入に関して補助率が15%になるものはどのようなものですか。	Ⅱ事業化促進コース、Ⅲ本格的事業展開コースにおいて、補助率15%になるものは以下のとおりです。 (1) 土地造成費・建物建設費（付帯工事含む）。 なお、建物建設費には改装・改修工事も含まれます。 (2) 本格的な生産・販売目的で調達し、かつ、本格的な生産・販売が主用途の設備で、減価償却資産の法定耐用年数が7年以上（各社の会計・税務処理の判断による）となるもの。 (ただし、これ以外の、明らかに研究設備と理解できるもの、又は補助対象期間中に研究用として調達したものは1/2とします。) なお、委託により市販設備のカスタマイズやオーダーメイドで調達する場合でも、計上費目は財産購入等費で計上してください。
3	令和8年3月30日以降であれば事前着手できるとのことですが、事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了した場合でも補助対象となりますか。	事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了したものについては、対象になりません。 なお、「直接人件費」と「旅費」については事前着手の対象外経費となります。 また、事前着手の経費のうち、事前着手届に記載のない経費は対象外となります。

※その他ご不明な点があれば、相談窓口・提出先にご相談ください。